

- [第1章 本規約の目的 \(第1条\)](#)
- [第2章 利用許諾契約の成立 \(第2条—第4条\)](#)
- [第3章 本サービスの内容 \(第5条、第6条\)](#)
- [第4章 お客さまの義務 \(第7条—第13条\)](#)
- [第5章 免責 \(第14条—第17条\)](#)
- [第6章 料金及びサービスプランの変更 \(第18条、第20条\)](#)
- [第7章 有効期間、解除等 \(第21条—第24条\)](#)
- [第8章 その他 \(第25条—第30条\)](#)
- [第9章 オプションサービスに関する特則 \(第31条—第34条\)](#)

## 第1章 本規約の目的

### 第1条 (本規約の目的)

アプリ等利用規約 [店舗用] (以下、「本規約」という。) は、GMOデジタルラボ株式会社 (以下、「当社」という。) が提供するGMOおみせアプリ (以下、「本サービス」(GMOおみせアプリに関連又は付随するサービスを含む。) という。) の利用条件について定めることを目的とします。

## 第2章 利用許諾契約の成立

### 第2条 (本サービスの利用許諾)

当社は、本規約に定めるところに従って、本サービスを日本国内でのみ利用するための非独占的かつ譲渡不能の権利をお客さまに対して許諾します。

### 第3条 (申込みの方法)

1. 本サービスの利用を申し込む場合には、申込書に必要事項をすべて記入した上、当社に対して申し込むものとします。
2. 本サービスの利用の申込みの際には、本規約のすべての内容を確認してください。当社は、申込みがあった場合には、本規約に同意したものとみなします。
3. 本規約の改定後に本サービスを利用した場合には、当社は、お客さまが改定後の本規約の内容に同意したものとみなします。
4. 当社は、お客さまが本サービスに関連又は付随するサービス、又は当社の提供する他のサービスの利用の申込みを行う場合、これらのサービスの提供又は新規アカウント作成のため、お客さまが本サービスの申込み又は利用の際に当社に知らせた事項 (個人情報を含む。) の全部又は一部を利用する場合があります。

### 第4条 (契約の成立)

1. 本サービスの利用許諾契約 (以下、「本契約」という。) は、当社がお客さまの申込みに対して承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合は、本サービスの利用の申込みに対して承諾を行わないことがあります。
  - (1) 本規約に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される時。
  - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがあるとき。
  - (3) 本サービスの利用の申込みの際に当社に対し虚偽の事実を申告したとき。

- (4) お客さまが月額利用料金の支払についてクレジットカード会社又はリース会社を利用する場合において、その承認が得られないとき。
- (5) 申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がないとき。
- (6) 第26条第1項に定める反社会的勢力に該当するとき。
- (7) 本人確認を行うことができないとき。
- (8) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じるおそれがあるとき。

### 第3章 本サービスの内容

#### 第5条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が定める動作環境においてのみ利用することができます。お客さまは、当該動作環境が随時更新されること、及び当該動作環境以外の環境においては本サービスの全部又は一部の機能を利用できない場合があることについて認識し、承諾するものとします。
2. 当社は、本サービスの全部又は一部の内容を変更することができ、お客さまはこれを認識し、承諾するものとします。

#### 第6条（著作権）

1. 本サービスの著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）については、当社又は当社のライセンサーに帰属するものとします。
2. お客さまは、当社の明示の書面による承諾がない限り、本サービスを複製、改変、貸与、譲渡、販売、転用その他一切の二次的利用をすることができません。

### 第4章 お客さまの義務

#### 第7条（データ等のバックアップ）

お客さまは、本サービスを通じて提供した文字、画像その他のデータ（以下、「データ等」という。）について、その滅失又は損傷に備えて、お客さまの責任で定期的にその複製を行うものとします。

#### 第8条（禁止行為）

お客さまは、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反する行為又は反するおそれのある行為
- (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- (3) 当社若しくは第三者の特許権、著作権、商標権等の知的財産権、その他一切の権利若しくは利益を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (4) スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為
- (5) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (6) 当社又は第三者の設備に過大な不可を与える行為
- (7) お客さまが本サービスのダッシュボードにログインするために、当社がお客さまに発行するID（以下、「ダッシュボードID」という。）を、当該ダッシュボードID発行時において「ユーザー名」として当社に登録した者以外の第三者に利用させる行為
- (8) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為

#### 第9条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスの利用に際して必要なユーザーID、パスワード、引継ぎコード等（以下、「ID等」という。）をお客さまに対して発行する場合があります。

2. お客様は、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。当社は、当社のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確認する場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。

#### 第10条（お客さまと第三者との間における紛争）

お客さまは、本サービスに関連して第三者との間において生じた一切の紛争について、お客さま自身の責任でこれを誠実に解決しなければなりません。

#### 第11条（当社からの通知）

1. 本規約に基づき当社がお客さまに対して行う通知その他連絡（以下、「通知等」といいます。）は、電子メール、書面、電話又はWEBサイトへの掲載等、当社が適当と判断する通信手段によって行うものとします。
2. 前項に基づき、当社がお客さまに対して電子メール、書面又は電話で通知等を行う場合には、お客さまが当社に届け出ている連絡先に通知等を行うものとします。
3. 当社が前項の連絡先に通知等をしたにもかかわらずお客さまが当該通知等を受領しなかった場合、又は前項の連絡先に変更があるにもかかわらずお客さまが当社に対して当該連絡先の変更に関する届出を怠った場合等、お客さまの責めに帰すべき事情により、お客さまに通知等が到達しなかったとしても、当該通知等が通常お客さまに到達したはずであった時点において到達したものとみなされます。
4. 第1項に基づき、当社がお客さまに対してWEBサイトへの掲載で通知等を行う場合には、当社が定めたWEBサイトに掲載された時をもって通知等が完了したものとみなします。

#### 第12条（契約上の地位の処分の禁止等）

お客さまは、当社の承諾がない限り、本規約に基づくお客さまの地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。

#### 第13条（変更の届出）

1. 本サービスの利用の申込みの際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービス等に関するその他の事務を行います。
3. 前二項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合に準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本サービスに基づくお客さまの地位の承継があった場合に準用します。この場合には、本サービスに基づくお客さまの地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

## 第5章 免責

#### 第14条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、本サービスの提供に際して当社が利用する第三者のソフトウェアの瑕疵等、当社に責任のない事由により、お客さまに損害が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

#### 第15条（提供の停止等）

1. 当社は、次の各号に掲げる事項に該当する場合には、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の機能の提供を停止又は中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスにかかるシステムの保守、点検、修理、変更等を行うとき。
  - (2) 本サービスにかかるシステムが障害、破壊、ネットワーク障害等の事故により停止したとき。
  - (3) 第14条に定める不可抗力により本サービスの運営ができないとき。
  - (4) お客さまが本規約の規定に違反する行為を行い、又は第三者に行わせているとき。

- (5) その他、当社が停止又は中断を必要と判断したとき。
2. 当社は、前項に定める提供の停止又は中断によってお客さまに発生した損害又は不利益について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条 (免責)

1. 当社は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティ等に関する欠陥、エラー、バグ、権利侵害等を含む。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当社は、お客さまに対して、かかる瑕疵を除去して本サービスを提供する義務を負いません。
2. 当社は、当社が本サービスの提供を廃止すべきと合理的に判断した場合、本サービスの提供を廃止できます。
3. 当社は、本サービスの内容の変更、提供の停止、中断若しくは廃止その他本サービスに関連又は付随して生じる損害若しくは不利益について、損害の賠償その他一切の責任を負いません。但し、有効期間の途中で当社が本サービスの提供を廃止した場合には、既に支払われている場合を除き、当社は残期間分の月額利用料金を請求しないものとします。

#### 第17条 (消費者契約に関する免責の特則)

本規約の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、お客さまが当社に支払った料金の額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項
- (2) 本規約における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項
- (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本サービスが請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項

## 第6章 料金及びサービスプランの変更

#### 第18条 (料金の支払)

1. お客さまは、本サービスの利用の対価として、月額利用料金を当社に支払うものとします。当社は、社会状況、経済情勢の変化、サービス提供上の技術的な要請その他の事情にもとづき、月額利用料金を改定することがあります。
2. 本サービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。

#### 第19条 (料金の支払時期)

1. 当社は、お客さまへ、本サービスの提供開始日の翌月分から月額利用料金をご請求します。お客さまは、当社と別段の取り決めがない限り、当月分の月額利用料金を当月末日までに支払うものとします。
2. お客さまは、本サービスの利用を更新する場合には、有効期間の満了日から1か月以内に、当社に対して月額利用料金を支払うものとします。
3. お客さまは、月額利用料金の支払を遅延した場合には、支払期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第20条 (サービスプランの変更)

1. お客さまは、本契約の有効期間中に、当社所定の方法により申込みし、当社がこれを承諾した場合に限り、契約成立の時と別のサービスプランへ変更することができます。
2. 変更後のサービスプランは、サービスプラン変更後のアプリの引渡が完了した日より適用されます。月額利用料金は、当該サービスプラン変更が適用された日の翌月の利用分より、変更後の月額利用料金を請求するも

のとします。

## 第7章 有効期間、解除等

### 第21条（有効期間及び更新）

1. 本契約の有効期間は、申込みのプラン毎に定められた期間とし、申込書に記載するものとします。その満了日は、サービス提供開始日から起算して、有効期間が到達する日の属する月の末日とします。
2. 有効期間の満了日の3か月前までに当社又はお客さまが更新を拒絶する旨を通知しない限り、本契約は同一内容で前項と同一の有効期間をもって更新されるものとします。更新後の有効期間が満了する場合も同様とします。
3. 第1項にかかわらず、2025年6月23日付け本規約の改定日の前に成立した本契約においては、本契約の有効期間は、申込書に記載された有効期間とし、その満了日は、サービス提供開始日から起算して、有効期間が到達する日の属する月の末日とします。
4. 第1項及び第2項にかかわらず、2025年6月23日付け本規約の改定日の前に成立した本契約において、申込書に有効期間が記載されていない場合は、本契約の有効期間は、サービス提供開始日から起算して、1か月間とし、有効期間満了日の1か月前までにお客さまが更新を拒絶する旨を通知しない限り、本契約は有効期間の満了日より1か月の有効期間をもって更新されるものとします。更新後の有効期間が満了する場合も同様とします。

### 第22条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、本サービスの利用を終了する場合には、当社の定める方式に従って本契約の解除を行うものとします。
2. お客さまは、有効期間の途中で契約を解除する場合、残期間分の月額利用料金相当額を違約金として一括して当社に支払うものとします。また、残期間分の月額利用料金が既に支払われている場合であっても、当社は払い戻しを行いません。

### 第23条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができるものとします。
  - (1) 本規約の定める義務に違反した場合。
  - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。
  - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 本条における解除の通知は、書面又は電子メールで行うものとし、第11条に基づき、通知の到達が完了したものとみなされた時点において、その解除が適用されるものとします。
3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さま又は第三者に生じる損害に対して、一切の責任を負わないものとします。この損害には、データの損失、お客さまの業務の中断、営業利益の損失等が含まれますが、これらに限られません。また、当社は、そのお客さまに対する損害賠償請求権（解除の適用時期が有効期間の途中の場合、残期間分の月額利用料金相当額を含みますが、これに限られません。）を失わないものとします。

### 第24条（データ等の削除）

当社は、本契約が有効期間の満了又は解除により終了した場合には、本サービスを通じて提供されたデータ等を削除します。データ等の削除によりお客さまに損害が生じた場合であっても、当社は、お客さま又は第三者に対しデータの復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

## 第8章 その他

### 第25条 (名称の使用許諾)

お客さまは、本サービスの有効期間中、当社のウェブサイト、販促資料、広告等において、お客さまを本サービスの利用者として表示する目的で、当社がお客さまの社名、ロゴその他の名称を無償で使用するについて許諾するものとします。

### 第26条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及びお客さまは、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（本規約において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社及びお客さまは、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとします。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前二項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本契約を解除できるものとします。
4. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された当事者は、その相手方に対して、解除により相手方が被った損害を賠償するものとします。
5. 第3項の規定により本契約が解除された場合、解除された当事者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対して一切の損害賠償請求を行わないものとします。

### 第27条 (紛争の解決のための努力)

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

### 第28条 (準拠法及び裁判管轄)

1. 本規約の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本規約に関する訴えについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第29条 (提供の廃止)

当社は、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することができます。

### 第30条 (本規約の改定)

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
  - (1) 本規約の変更が、お客さまの一般の利益に適合する場合。
  - (2) 本規約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の前に相当な期間をもって、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社が適当と認める方法によりお客さまにお知らせします。
3. 当社がお客さまに変更後の本規約の内容を通知し、変更後の本規約の効力発生日以降にお客さまが本サービスを利用した場合、お客さまは本規約の変更に同意したものとみなします。

## 第9章 オプションサービスに関する特則

### 第31条 (特則の適用)

前各条の規定にかかわらず、お客さまが本サービスのオプションサービス（以下、「オプションサービス」とい

う。)の利用を別途申し込んだ場合には、本章の規定が重畳して適用されるものとします。本章の規定が前各条までの規定と矛盾又は抵触する場合には、本章の規定が優先するものとします。

### 第32条 (オプションサービス利用契約の成立)

オプションサービス利用契約 (以下、本章において「利用契約」という。)は、当社がオプションサービス利用の申込みに対して承諾の意思表示を行った時に成立するものとします。

### 第33条 (オプションサービスの利用期間、更新及び解除)

1. オプションサービスの利用期間 (以下、本章において「利用期間」という。)は、オプションサービス毎に定められた期間とし、申込書に記載するものとします。その満了日は、オプションサービス提供開始日から起算して、利用期間が到達する日の属する月の末日とします。利用期間満了日の1か月前までに当社又はお客さまが更新を拒絶する旨を通知しない限り、利用契約は同一内容で同一の利用期間をもって更新されるものとします。更新後の利用期間が満了する場合も同様とします。
2. お客さまが利用期間の途中で、オプションサービスの利用契約を解除する場合、残期間分の月額利用料金相当額を違約金として一括して当社に支払うものとします。また、残期間分の月額利用料金が既に支払われている場合であっても、当社は払い戻しを行いません。お客さまが本契約を解除する場合は、オプションサービスの利用契約も同時に解除するものとし、お客さまは本契約の有効期間満了日までのオプションサービスの月額利用料相当額を違約金として一括して当社に支払うものとします。また、残期間分の月額利用料金が既に支払われている場合であっても、当社は払い戻しを行いません。
3. 当社から本契約と同時にオプションサービスの利用契約を利用期間の途中で解除する場合、当社はお客さまに、本契約の有効期間満了日までのオプションサービスの月額利用料相当額を違約金として請求するものとします。
4. 第1項にかかわらず、2025年6月23日付け本規約の改定日の前に成立した利用契約においては、利用期間は、申込書に記載された利用期間とし、申込書に利用期間が記載されていない場合の利用期間は、オプションサービス提供開始日から起算して、6か月間とします。また、いずれの利用期間においても、その満了日は、オプションサービス提供開始日から起算して、利用期間が到達する日の属する月の末日とします。利用期間満了日の1か月前までに当社又はお客さまが更新を拒絶する旨を通知しない限り、利用契約は同一内容で同一の利用期間をもって更新されるものとし、更新後の利用期間が満了する場合も同様とします。

### 第34条 (機器の返還等)

1. 当社は、オプションサービスの提供にあたりスタンプ機器を貸与することがあります。お客さまは、オプションサービス利用契約の終了後、当社が貸与したスタンプ機器に記録されたデータを削除した上、直ちに当社に対して当該スタンプ機器を返還するものとします。
2. お客さまがスタンプ機器を速やかに変換しない場合又は返還したスタンプ機器に故障が認められた場合、お客さまは当社に対し、違約金又は修理料金として11,000円を支払うものとします。
3. 利用期間中にスタンプ機器が故障した場合、お客さまは当社に対して当該スタンプ機器の修理を求めることができます。当社は、修理が困難又は不可能であると判断した場合、他のスタンプ機器と交換するものとします。お客さまは当社に対し、かかる修理又は交換の費用として11,000円 (税別) を支払うものとします。

### 附則 (2017年8月31日実施)

本規約は、2017年8月31日から実施します。

### 附則 (2018年6月1日規約改称)

街アプリ/街ASP利用規約 [店舗用] は、アプリ等利用規約 [店舗用] に改称され、本規約は、街アプリ/街ASP利用規約 [店舗用] に基づいて当社と街アプリ又は街ASPの利用許諾契約を締結したお客さまにも適用されるものとします。

### 附則 (2023年8月23日最終改定)

本規約は、2023年8月23日に改定し、即日実施します。

附則（2025年6月23日最終改定）

本規約は、2025年6月23日に改定し、即日実施します。なお、街アプリ制作サービス及び街ASP制作サービスは廃止し、本規約は、GMOおみせアプリ制作サービス及びこれに関連又は付随するサービスを締結したお客さまのみに適用されるものとします。